別紙２－６「支給額算定シート」(8/27～9/12 のみ協力した店舗向け)

大企業用

申請店舗名	

支給額の算定

※売上高は時短要請の対象外である宅配、デリバリー、テイクアウト等の売上高を除き、税抜きの額を記載してください。

※参照月の１日当たりの売上高が２５万円以上の中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。

※算定の根拠となる飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

（１）令和２年又は令和元年の８月及び９月（参照月）における１日当たりの売上高を算定

□令和２年８月又は□令和元年８月の売上高　（A）　　円（税抜）

□令和２年９月又は□令和元年９月の売上高　（B）　　円（税抜）

※参照月は同じ年度を選択してください。（例：令和２年８月と令和元年９月の組合せは不可）

□（(A)＋(B)）÷６１日　＝（C）　　円　（1円未満の端数は切り上げ）

又は

□（(A)＋(B)）÷（　）日＝（C）　　円　（1円未満の端数は切り上げ）

※令和２年８月及び９月の売上高により計算をする場合、休業要請に協力した店舗（接待を伴う飲食店等）は 61 日から休業要請に協力した日を除く日数を（ ）を記入して計算してください。

（参考：令和２年８月の休業要請期間 8/1～8/16）

・令和３年８月及び９月の売上高　（D）　　円（税抜）

・上記（D）÷ ６１日 ＝　（E）　　円（1円未満の端数は切り上げ）

・上記（C）－上記（E）＝（F）　　円

（２）１日当たりの支給単価を決定

・上記（F）× ０．４ ＝（G）　　，０００円　（千円未満の端数は切り上げ）

・上記（G）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（H）　　円

（３）店舗の支給額

・上記（H）×協力要請に応じた日数（17 日間）＝　　，０００円